附　則

この省令は、公布の日から施行し、年次別調査については、平成三十年度下期調査から、四半期別調査については、令和元年度第一四半期調査から適用する。

（第十二号様式）




（その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業用）

（第十二号様式）




（その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業用）